

特定非営利活動法人 NPO げんきっ子定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPO げんきっ子という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県湖南市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子どもたちやその保護者に対して、学童保育事業、子どもの健全育成事業、子育て相談事業を行い、地域住民の家庭支援およびまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童に対する放課後児童健全育成事業等の学童保育事業
- (2) 児童に対する子育て相談事業
- (3) 児童に対する健全育成事業
- (4) 児童の保護者に対する子育て講演会事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の趣旨に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は別に定める入会申込書を提出する

ものとし、理事長は前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他拠出金はその理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に脱会することができる。

2 会員は次条により除名された場合の他、次の事由により資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正会員である団体が消滅したとき。
- (4) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 20人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の中から互選によって選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局及び職員)

第18条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) その他理事会において重要であると付議された事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数及び議決)

第25条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条第1項及び第40条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 役員の職務及びその報酬
 - (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (5) 総会に付議すべき事項
 - (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、法令に定めのある場合を除き、この法人の運営上、理事長が必要と認めた事項について、理事会において専決することができる。
- 3 理事会は、専決した事項について、総会において報告しなければならない。

（開催）

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第30条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障があるときは、理事長または副理事長が指名する理事がこれにあたる。

（議決）

第33条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (2) 審議事項
 - (3) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品および助成金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

- 2 この法人の経費は資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算等)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会で決定する。

- 2 収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書を、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の議決を経なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることが

できる。

- 4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。また、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の過半数の承諾を経て解散する。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第45条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西岡	正光
副理事長	大岩	善久
理事	坂	義和
同	山口	朋久
同	上村	正志
監事	金井	初美
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年5月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から翌年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	年会費1500円
賛助会員	年会費5000円
7. この法人の設立当初の主たる事務所の所在地は、滋賀県湖南市三雲1031番地とする。